

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等における捕獲確認方法

1 確認方法

「書類確認」又は「搬入確認」とする。

- 発注者・・・広島市
- 受注者・・・民間事業者
- 止めさし・・・有害鳥獣駆除班
- 引取り、運搬・・・民間事業者

2 確認手順

- (1) 登録農家又は有害鳥獣駆除班は、民間事業者へ捕獲物の引取り及び運搬を依頼する。
- (2) 民間事業者は、有害鳥獣駆除班（以下「駆除班」という。）に止めさしを依頼し、駆除班が現地（わな設置場所又はその周辺）で止めさしを実施する。
- (3) 民間事業者は、現地で捕獲物の性別（雌雄の別）を確認する。
- (4) 民間事業者は、現地で成獣又は幼獣を確認する。

ア イノシシ

白い縞模様がある個体を幼獣、それ以外を成獣とする。

イ シカ

スケール等をあて、捕獲個体の体長を計測し、前肢の付け根の肩部分から臀部までの長さが60cm以上を成獣、これ未満を幼獣とする。

- (5) 民間事業者は、現地で捕獲個体の足を下向き（撮影者側）、頭部を右側（右横腹が上）になるように寝かせる。
- (6) 民間事業者は、現地で捕獲個体の右側面（胴部）に油性のスプレー等により、捕獲年月日、個体番号（捕獲日毎の番号）をマーキングする。
- (7) 民間事業者は、現地で証拠写真を撮影する。

ア 撮影場所

証拠写真は、原則、捕獲された現場で撮影する。

ただし、地形条件等により現場での撮影が困難な場合や、撮影者の安全確保が困難な場合には、捕獲場所以外で撮影を行うことも可能とする。

イ 撮影内容

- (ア) マーキングした捕獲個体と看板（捕獲年月日、捕獲従事者氏名、個体番号を記載したもの）

ただし、捕獲従事者（又は鳥獣捕獲等許可証）、マーキングした捕獲個体が写り、GPSカメラ（スマートフォンを含む。）で写真撮影日時の確認が可能な場合は、看板の使用は省略できるものとする。

- (イ) 捕獲従事者

ただし、捕獲従事者の撮影が困難な場合は、鳥獣捕獲等許可証を添えること。

- (ウ) 切り取る前の証拠物（尻尾）

なお、捕獲時に尻尾が欠損している場合は、欠損していることが証明できる写真が必要

- (8) 民間事業者は、証拠物となる尻尾を適正に保管し、その現物、2(7)で撮影した証拠写真とともに、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等における有害捕獲確認書」（別記様式）を、捕獲区域を管轄する区役所担当課へ提出する。

| | | | |
|----------|----------|-----|-----|
| *確認書類受付日 | 令和 年 月 日 | | |
| **支払確認月日 | 令和 年 月 日 | | |
| 所属 | 氏名 | 確認印 | 決裁印 |
| | | | |

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等における有害捕獲確認書

| 捕獲 従事 者 氏名 | 獣種 名 | 性 別 | 成獣 幼獣 別 | 体長 | 頭 数 | 捕獲年 月日 | 捕獲場所 | 捕獲方法 | 確認方法 | 処理加 工施設 の種類 | 確認者 所属・氏 名 |
|-----------------------|----------|--------|---------------|------|--------|-----------|--------|------|------|-------------------|------------------|
| (記 載例) 〇〇 〇〇 | シカ | オス | 成獣 | 70cm | 1 | R8. 4. 1 | 〇〇区〇〇町 | 箱わな | 書類確認 | 焼却 | 〇〇 〇〇課 |
| | イノ シシ | メス | 成獣 | — | 2 | R8. 4. 1 | 〇〇区〇〇町 | 箱わな | 搬入確認 | 食肉 | 〇〇処理 加工施設 |

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受けた日とする。

** 支払確認月日は、捕獲活動経費支払のために市が確認書を確認した日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、「住所」を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

4：「捕獲方法」は、「銃」又はわな（「箱わな」、「囲いわな」、「くくりわな」のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、「書類確認」又は「搬入確認」を記載する。

6：捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。